

埼玉県外国人のための環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県外国人のための環境整備事業（以下「本事業」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、埼玉県内の介護事業所を運営する受入事業者（以下「受入事業者」という。）に対し、対象となる経費を助成することにより、留学生、技能実習生及び特定技能外国人（以下「留学生等」という。）の受入れ及び就学・就労等が円滑に行われることを目的とする。

3 知事は、予算の範囲内において、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 留学生

次のすべてを満たす者をいう。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下「入管法」という。）別表第一の四の表の上欄に掲げる留学の在留資格をもって在留する者。

イ 介護事業所において介護従事者となることを目的とする者。

ウ 日本語学校に在籍する者。

エ 受入事業者によって雇用されている者。

(2) 技能実習生

次のすべてを満たす者をいう。

ア 入管法別表第一の二の表に掲げる技能実習（介護）の在留資格をもって在留する者。

イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入事業者によって雇用されている者。

(3) 特定技能外国人

次のすべてを満たす者をいう。

ア 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる特定技能の在留資格をもって在留する者。

イ 受入事業者によって介護従事者として雇用されている者。

(4) 介護事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者が運営する別表1に掲げる介護サービス事業を実施する県内の事業所をいう。

(5) 介護従事者

介護事業所において介護サービス事業に従事し、要援護者に対する介護を行う者を

いう。

(6) 受入事業者

留学生等を介護従事者として適正に雇用している法人をいう。

(7) 日本語学校

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1の1の表に掲げられた日本語教育機関をいう。

(8) 介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定される学校又は養成施設であって、県内に所在するものをいう。

(対象経費等)

第3条 この補助金の対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 留学生が在籍する日本語学校の学費として、受入事業者が負担した経費
- (2) 留学生の居住費として、受入事業者が負担した経費又は留学生の負担を免除した経費
- (3) 技能実習生の居住費として、受入事業者が負担した経費又は技能実習生の負担を免除した経費
- (4) 技能実習生及び特定技能外国人の日本語学習の支援及びコミュニケーションを促進する取組に要する経費として、受入事業者が負担した経費

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、対象経費の実支出額及び別表2に定める基準額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、様式第1号による申請書に關係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号の申請にあつては、受入事業者が留学生を雇用している又はすることが確認できる書類（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の資格取得通知書の写し、雇用契約書の写し等）

(2) 第3条第1項第3号の申請にあつては、受入事業者が技能実習生を雇用している又はすることが確認できる書類（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の資格取得通知書の写し、雇用契約書の写し等）

(3) 第3条第1項第3号の申請にあつては、技能実習生の技能実習計画書及び技能実習計画認定通知書の写し

(4) 第3条第1項第4号の申請にあつては、受入事業者が技能実習生及び特定技能外国人を雇用している又はすることが確認できる書類（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の資格取得通知書の写し、雇用契約書の写し等）

(5) 申請対象者全員分の在留カードの写し

(6) その他知事が必要と認めたもの

(交付決定)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により附する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる経費にあつては、留学生が翌年度4月から介護福祉士養成施設に進学すること。

(2) 第3条第1項第3号に掲げる経費にあつては、対象となる技能実習生の雇用が発生した日の属する月から起算して12か月の範囲内を補助対象期間とすること。ただし、2か年度にわたる場合は、補助申請年度内に受入事業者が負担した経費のみ補助対象とする。

(3) 第3条第1項第4号に掲げる経費にあつては補助申請年度内に受入事業者が負担した経費のみ補助対象とする。

(4) 留学生等又は受入事業者が、日本国、母国又は民間団体等他の団体から同様の経費

について奨学金、補助金等の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、本事業の対象としない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第3号により補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日(当該期日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の日)までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告を受けたときは、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められた場合は、規則第14条の規定により交付すべき額を確定する。

2 前項の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(交付の請求)

第10条 補助金の交付の請求をしようとするときは、様式第5号により請求書を知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第11条 知事は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に定める帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条の4関係)

	サービスの種別	介護事業所の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

別表 2 (第 4 条関係)

対象事業	対象経費	基準額	補助率
第 3 条 第 1 項 第 1 号	授業料、入学金その他知事が必要と認めた経費	年額 (1 人当たり) 60 万円	1 / 3
第 3 条 第 1 項 第 2 号	受入事業者が留学生の居住のために支弁している 賃借料 (共益費を含む)	月額 (1 人当たり) 3 万円 ※一室につき 複数人居住する 場合は、1 人 につき月額 3 万円を基準額 とする。	1 / 3
第 3 条 第 1 項 第 3 号	受入事業者が技能実習生の居住のために支弁して いる賃借料 (共益費を含む)	月額 3 万円 ※一室につき 複数人居住する 場合は、1 人 につき月額 3 万円を基準額 とする。	1 / 3
第 3 条 第 1 項 第 4 号	報償費 (日本語講師への報酬等) 旅費 (本部研修、施設研修への交通費等) 需用費 (多言語翻訳機、パソコン、タブレット、 消耗品費、印刷製本費、教材費等) ※ 役務費 (通信運搬費、手数料、保険料等) 使用料 (多言語翻訳機、パソコン等機器リース代、 会場使用料等) 委託料 (日本語教育の外部委託費) 補助金 (受入事業者が技能実習生及び特定技能外 国人に対して補助した入学金、受講料等)	年額 (1 介護事業 所当たり) 30 万円 ただし、1 受 入事業者あた り 60 万円を 上限とする。	2 / 3

※税込単価 10 万円未満のものに限る。